

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 メディカルアート
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県長浜市大宮町5番24号
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成12年 2月 4日
(4) 設立登記年月日 平成12年 2月15日
(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	澤田 賢三	
理事	澤田 和子	
同	浦山 佳織	
監事	立花 幸枝	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	澤田医院	2510301159	滋賀県長浜市大宮町5番 24号	一般病床なし 療養病床なし [医療保険なし] [介護保険なし]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
介護支援サービス業	滋賀県長浜市大宮町5番24号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月25日 令和7年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 メディカルアート

※医療法人整理番号 0 0 2 2 2

所在地、滋賀県長浜市大宮町5番24号

財 産 目 録
(令和8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	31,312 千円
2. 負 債 額	10,627 千円
3. 純 資 産 額	20,685 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,057
B 固 定 資 産	7,255
C 資 産 合 計 (A+B)	31,312
D 負 債 合 計	10,627
E 純 資 産 (C-D)	20,685

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人メディカルアート
 所在地 滋賀県長浜市大宮町5番24号

※医療法人整理番号	0	0	2	2	2
-----------	---	---	---	---	---

貸借対照表
 (令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	24,057	I 流動負債	2,844
II 固定資産	7,255	II 固定負債	7,783
1 有形固定資産	1,870	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産		負債合計	10,627
3 その他の資産	5,385	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	20,000
		II 積立金	
		III 利益剰余金	685
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	20,685
資産合計	31,312	負債・純資産合計	31,312

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人メディカルアート
 所在地 滋賀県長浜市大宮町5番24号

※医療法人整理番号

0	0	2	2	2
---	---	---	---	---

損 益 計 算 書
 (自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,526
2 事業費用	76,866
本来業務事業利益	△ 2,340
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 2,340
II 事業外収益	282
III 事業外費用	0
経常利益	△ 2,058
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 2,058
法人税等	185
当期純利益	△ 2,243

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 メディカルアート
理事長 澤田 賢三 殿

私（注1）は、医療法人メディカルアートの令和7年会計年度（令和7年5月31日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月26日
医療法人 メディカルアート
監事 立花 幸枝

